

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勤務日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ペリ	第三次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	第三次小学校建設計画を実施するために必要な 1. 教室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の管理指導に必要な役務の供与	983,000 千円 H20.3.31まで	H19.6.27 ザカール (セネガル) で (同日)	日本側 齊藤隆志在ペリ大使 (セネガルにて兼轄) ペリ側 ヨロ・ジャロ在セネガル 使	H19.7.9 397号
ペリ	カライ市教員養成学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	必要な 1. 養成学校の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	593,000 千円 H20.3.31まで	H19.8.14 ザカール (セネガル) で (同日)	日本側 齊藤隆志在ペリ大使 (セネガルにて兼轄) ペリ側 ヨロ・ジャロ在セネガル 使	H19.8.29 491号
ペリ	貧困農民支援に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	390,000 千円 H20.3.31まで	H19.11.16 ザカール (セネガル) で (同日)	日本側 齊藤隆志在ペリ大使 (セネガルにて兼轄) ペリ側 ヨロ・ジャロ在セネガル 使	H19.11.29 649号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。